

重要事項説明書

作成日 令和7年 1月 1日

1 事業所の概要

事業主体名	医療法人 同仁会
代表者名	理事長 折茂 謙一
開設者	一戸 康弘
所在地	岐阜県高山市昭和町2丁目85-1

施設名	シャロン・ド・それいゆ
施設の目的	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業
所在地 電話・FAX番号	岐阜県高山市昭和町2丁目85-1北館1階 (電話) 0577-34-5026 (FAX) 0577-32-8006
施設の管理者	牧田 功
開設年月日	平成25年 3月 1日
保険事業者指定番号	2192700025

2 利用対象者

以下の要件全てに該当する方が利用いただけます。

- ・高山市内に住民登録をされている方 (他市町村との協議による特例あり)
- ・介護認定の結果「要支援1・2」「要介護1・2・3・4・5」と認定された方

3 事業の実施地域

通常の事業の実施地域 高山市

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日 (年中無休)
通いサービス	9時～17時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	17時～翌日9時

電話連絡による見守り等	随時
-------------	----

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

5 職員体制（主たる職員）（令和6年4月1日現在）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内 容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者 (計画作成担当者兼務)	1		1			介護支援専門員 薬剤師	認知症介護実践者研修 管理者研修 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
介護従事者	8	3		2		介護福祉士 ヘルパー2級	
介護助手	4			4			
看護職員	3	2		1		看護師 准看護師	

6 サービス利用にあたっての留意事項

- ・家族の面会時間 9：00 から 21：00 の間とする。
- ・ペットの持ち込みは禁止とする。
- ・登録に関する事項は、利用契約書・運営規定のとおりとする。

7 サービスおよび利用料等

保険給付サービス	小規模多機能居宅介護（通い・訪問・宿泊サービス）の中での、食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の介助、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動有り）が自己負担となります。但し、入居後 30 日間に限り、下記金額に 1 日あたり 30 円割増になります。
保険対象外サービス	保険対象外サービス（介護保険の給付対象とならないサービス）については、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
宿泊料	2,000 円/日

食事の提供	朝食：400円、昼食：800円、夕食：800円 おやつ：100円 合計 2,100円/日、医療食については100円加算となります。 キャンセルについて：昼食は朝9時夕食は午後14時まで、以後料金が発生します。
個人消耗品の費用	個人で使用した品は実費精算にて自己負担となります。 理美容代 実費徴収 おむつ代 実費徴収 寝具リース代 80円/日 暖房費(宿泊者のみ、10月～4月) 1000/日 レクリエーション代 実費徴収 クリーニング代 実費徴収 電気製品持ち込み使用料 月額50円/台 洗濯280円/回 冬季(10月～4月)暖房費1000円(外税)/日

要介護度別基本料金

原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割または3割の額です。

【小規模多機能型居宅介護費及び介護予防小規模多機能型居宅介護費】

(1月あたり自己負担1割の場合)

(1) 同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合

要支援1	3,450円	要介護3	22,359円
要支援2	6,972円	要介護4	24,677円
要介護1	10,458円	要介護5	27,209円
要介護2	15,370円		

(2) 同一建物居住者の登録者に対して行う場合

要支援1	3,109円	要介護3	20,144円
要支援2	6,281円	要介護4	22,233円
要介護1	9,423円	要介護5	24,516円
要介護2	13,849円		

【短期利用居宅介護費】(1日あたり)

要支援1	424円	要介護3	709円
要支援2	531円	要介護4	777円
要介護1	572円	要介護5	843円
要介護2	640円		

上記の基本料金に別途加算される金額を下記に示します。

◎利用に当たっての加算項目の代金

- ・初期加算 30単位(入所日当日から30日間のみ)
- ・認知症加算(Ⅲ) 760単位/月 認知症加算(Ⅳ) 460単位/月
- ・看護師加算Ⅰ 900単位/月(介護予防は除く)
- ・科学的介護推進体制加算(短期利用を除く) 40単位/月
- ・総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) 800単位/月(区分支給限度基準額の算定に含まない)
- ・サービス提供体制加算Ⅲ 短気利用以外350単位/月 短期利用12単位/日
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の13.4%

- ・看取り連携体制加算 64単位/日（死亡日から死亡日前30日以下まで）
- ・若年性認知症利用者受け入れ加算 800単位/月（予防 450単位/月）
- ・口腔・栄養スクリーニング加算 20単位/回（6月に1回を限度とする）

8 利用の中止、変更、追加

小規模多機能型介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者様の日々の様態・希望等を勘案し、適時適切に通い・訪問または宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

- ・利用予定前に、利用者様の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合には、原則として、サービスの実施日の1週間前までに担当者に申し出て下さい。
- ・通い・訪問・宿泊サービスの介護保険の対象となるサービスについての、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合でも1ヶ月の利用料は変更されません。
ただし、各サービスの自己負担分（介護保険対象外のサービス）については、利用予定日の1週間前までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金を、お支払い頂く場合があります。利用者様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

キャンセル申し出日	キャンセル料負担額
前 日	当日の利用料金の20%
当 日	利用料金の100%

サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に掲示して協議させて頂きます。

9 虐待防止の為の措置

- ・虐待防止の指針に基づき対策を行います。
- ・虐待の発生または、その発生を防止するための対策を講じるため委員会を設置し研修を行います。
- ・虐待の発生または、再発を防止するための委員会を開催し、拘束廃止への取り組みを行い、意識の啓発、虐待の発見時には行政への通報を行い、ご利用者の安全の確保に努めていきます。

10 BCP（業務持続計画）策定について

自然災害、感染症対策には、BCP 計画、ガイドラインに基づき、ご家族、地域、行政と協力し、ご利用者の安全の確保に努めていきます。

- ・非常災害時：実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定され

る、火災、震災・風水害その他の非常災害に関する計画を策定し、地域との連携に努めて行きます。

・健康危機発生時：感染症対策委員会を開催します。感染症対策委員会では、感染症に対する予防策を討議、検討し感染源の隔離、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。感染状況を踏まえ、ICT 機器の活用により、実行可能な支援継続を検討し、電話でのモニタリング対応やサービス担当者会議においても当該対応を実施していきます。

協力医療機関

協力医療機関名	折茂 医院 高山市昭和町2丁目85-1 レザミひだメディケアガーデン
診療科目	外科・胃腸科・皮膚科・消化器内科
協力医師	氏名： 折茂 謙一 ・浅野 寿夫

10 苦情相談窓口

ホーム苦情相談窓口	シャロン・ド・それいゆ 担当者氏名： 牧田 功 岐阜県高山市昭和町2丁目85-1 レザミひだメディケアガーデン北館1階 連絡先 電話 0577-34-5026 FAX 0577-32-8006
苦情相談窓口	岐阜県国民健康保険団体連合会 連絡先 電話 058-275-9826 FAX 058-275-7635

令和 年 月 日
(事業者)

施設名 シャロン・ド・それいゆ
住所 岐阜県高山市昭和町2丁目85-1

説明者名 牧田 功

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意します。

(利用者)

住所

氏名

印

(利用者代理人)

住所

氏名

印

(続柄：)

代筆をした場合の理由
